

## 環境配慮型住宅助成金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、自然エネルギーや県産木材を活用した快適で環境にやさしい環境配慮型住宅の普及を促進することにより、環境負荷の低減、県産木材の利用拡大、豊かな住環境の維持向上、住宅産業の活性化及び技術の向上並びに県内への移住の促進を図り、環境面でも経済面でも持続可能な脱炭素社会を住まいから構築するため、既存住宅のリフォーム工事及び木造住宅の新築に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム工事 増築(既存の住宅部分の存しない箇所に住宅部分の床面積を増加する工事をいう。)、改築(既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事をいう。)、修繕、模様替えその他の住宅の機能を回復又は向上させる工事をいう。
- (2) 県産木材 信州木材認証製品センターが定める信州木材製品認証基準に基づき認証を受けた木材及び知事が別に定める木材をいう。
- (3) 省エネ基準 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。別表第5において「省エネ基準省令」という。）第1条第1項第2号に規定する基準をいう。
- (4) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (5) 移住者 交付申請日の属する年度の前年度の4月1日から規則第12条第1項前段に規定する実績報告書の提出日までに県外から助成対象住宅に移住した者をいう。
- (6) 自然エネルギー設備 太陽光その他の化石燃料等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外のエネルギーを利用する設備をいう。
- (7) 中間時現場審査 屋根工事、断熱工事及び気密工事が概ね完了し、かつ、造作工事、内外装工事等により断熱工事及び気密工事に係る部分が覆われる前に行う現場審査をいう。
- (8) 完了時現場審査 すべての工事が完了したときに行う現場審査をいう。

## 第1章 リフォームタイプ

### (助成対象者)

第3 助成金の交付の対象となる者は、住宅のリフォーム工事を行う者で、県内に居

住する者又は移住者とする。

(助成対象住宅)

第4 助成金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に所在する住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が当該住宅の床面積の合計の2分の1未満のものを含む。）
- (2) 助成対象者が自ら居住又は所有する住宅
- (3) リフォーム工事にあたって、自然エネルギー設備の導入について、検討を行ったものであること

(助成対象工事)

第5 助成金の交付の対象となる工事は、県内に主たる事務所を置く者が施工する50万円以上のリフォーム工事で、次の各号に掲げる室のいずれかにおいて、外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分をいう。以下同じ。）に接する壁、床、天井又は屋根の見付面積10平方メートル以上の部分の断熱性能を向上させ、かつ、外気等に接するすべての建具（断熱性能が確保されているものを除く。）の断熱性能を向上させるものとする。

- (1) 浴室及び脱衣所
- (2) 寝室（居住する者のいずれかが日常的に就寝の用に供する室をいう。）

(助成金の額)

第6 助成金の額は、別表第1に掲げる額を合計した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、リフォーム工事費の5分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とし、かつ、500,000円を限度とする。

(交付の申請)

第7 規則第3条に規定する申請書は、環境配慮型住宅助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、別表第2のとおりとする。

3 交付申請書の提出時期は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 交付申請日の属する年度の3月31日までに事業が完了するもの 交付申請日の属する年度の4月15日から2月15日まで
- (2) 交付申請日の属する年度の翌年度の4月1日から3月31日までに事業が完了するもの 交付申請日の属する年度の12月1日から3月15日まで

(助成金交付の条件)

第8 次の各号に掲げる事項は、助成金の交付の条件とする。

- (1) 工事内容等に変更が生じ助成金の額が変更となるときは、速やかに知事に申請

して、その承認を受けること。

(2) 事業完了予定日の属する年度の3月31日までに事業が完了しないことが明らかになったときは、速やかに知事に取下げの申出をすること。

(3) 補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(変更の承認申請)

第9 第8第1項第1号の規定による変更承認の申請は、環境配慮型住宅助成金変更承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて提出して行うものとする。

2 前項に規定する関係書類は、第7第2項に定める交付の申請の関係書類のうち、変更に係る書類とする。

(取下げの申出)

第10 第8第1項第2号の規定による取下げの申出は、環境配慮型住宅助成金取下申出書(様式第5号)を提出して行うものとする。

(実績報告)

第11 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、環境配慮型住宅助成金実績報告書(様式第6号)によるものとする。

2 規則第12条第1項前段に規定する関係書類は、別表第3のとおりとする。

3 規則第12条第1項後段の規定による実績報告書は、環境配慮型住宅助成金年度終了実績報告書(様式第7号)によるものとする。

4 第1項の規定による実績報告書の提出時期は、事業完了日の属する年度の3月31日までとする。

(額の確定)

第12 知事は、実績報告があったときは、書類審査及び必要に応じて実施する現地調査により、交付すべき助成金の額を確定する。

(助成金の交付請求)

第13 補助事業者が助成金の交付を請求しようとするときは、助成金の額の確定後、環境配慮型住宅助成金交付請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

## 第2章 新築タイプ

(助成対象者)

第14 助成金の交付の対象となる者は、別表第4に掲げる基本基準のすべてに適合する住宅を自ら居住するために県内において新築する者とする。

(助成金の額)

第 15 助成金の額は、300,000 円とする。ただし、助成対象住宅が別表第 4 に掲げる選択基準に該当する項目の数に応じて、同表に掲げる額を加算できるものとする。

(交付の申請)

第 16 規則第 3 条に規定する申請書は、環境配慮型住宅助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第 9 号）によるものとする。

2 規則第 3 条に規定する関係書類は、別表第 5 のとおりとする。

3 交付申請書の提出時期は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 交付申請日の属する年度の 3 月 31 日までに事業が完了するもの 交付申請日の属する年度の 4 月 15 日から 2 月 15 日まで、かつ、中間時現場審査の実施を希望する日の 14 日前まで

(2) 交付申請日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに事業が完了するもの 交付申請日の属する年度の 11 月 1 日から 3 月 15 日まで、かつ、中間時現場審査の実施を希望する日の 14 日前まで

(交付の決定)

第 17 知事は、助成金の交付の申請があったときは、書類審査及び中間時現場審査により助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

(助成金交付の条件)

第 18 次の各号に掲げる事項は、助成金の交付の条件とする。

(1) 助成金の額が変更となる設計変更、又は担当大工（別表第 4 の選択基準④を適用する場合における同基準の欄に掲げる者に限る。）、設計者若しくは工事監理者の変更をしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

(2) 事業完了予定日の属する年度の 3 月 31 日までに事業が完了しないことが明らかになったときは、速やかに知事に取下げの申出をすること。

(3) 補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(変更承認の申請)

第 19 第 18 第 1 項第 1 号の規定による変更承認の申請は、環境配慮型住宅助成金変更承認申請書（様式第 11 号）に關係書類を添えて提出して行うものとする。

2 前項に規定する関係書類は、第 16 第 2 項に定める交付の申請の關係書類のうち、変更に係る書類とする。

(取下げの申出)

第 20 第 18 第 1 項第 2 号の規定による取下げの申出は、環境配慮型住宅助成金取  
下申出書(様式第 5 号)を提出して行うものとする。

(実績報告)

第 21 規則第 12 条第 1 項前段に規定する実績報告書は、環境配慮型住宅助成金実績  
報告書(様式第 12 号)によるものとする。

2 規則第 12 条第 1 項前段に規定する関係書類は、別表第 6 のとおりとする。

3 規則第 12 条第 1 項後段の規定による実績報告書は、環境配慮型住宅助成金年度終  
了実績報告書(様式第 7 号)によるものとする。

4 規則第 12 条第 1 項に規定する補助事業が完了したときとは、助成対象住宅を新築  
する工事が完了し、かつ、補助事業者が当該住宅の所在地に住所を変更したときと  
する。

5 第 1 項の規定による実績報告書の提出時期は、事業完了日の属する年度の 3 月 31  
日までとする。

(完了時現場審査の事前実施)

第 22 補助事業者は、実績報告書の提出に先立って完了時現場審査を受けようとする  
ときは、環境配慮型住宅助成金完了時現場審査事前実施依頼書(様式第 14 号)を知  
事に提出するものとする。

(額の確定)

第 23 知事は、実績報告があったときは、書類審査及び完了時現場審査により、交付  
すべき助成金の額を確定する。

(助成金の交付請求)

第 24 補助事業者が助成金の交付を請求しようとするときは、助成金の額の確定後、  
環境配慮型住宅助成金交付請求書(様式第 8 号)を知事に提出するものとする。

### 第 3 章 雑則

(令和元年東日本台風の被災者の特例)

第 25 令和元年東日本台風(台風第 19 号)により、居住する住宅が全壊、大規模半  
壊、半壊又は一部損壊(床上浸水に限る。)の被害を受けた者(以下「被災者」とい  
う。)が、自ら居住する住宅のリフォーム工事を行う場合にあっては、第 5 中「県内」  
の後に「又は県外」を加えて適用できるものとする。

2 被災者が行う新築工事にあつては、別表第 4 に掲げる基本基準の 5 を適用しない  
ことができるものとする。

3 前 2 項の特例を受けようとする場合にあっては、それぞれ別表第 2 又は第 5 に掲  
げる関係書類のほか、「罹災証明書の写し」を添付するものとする。

(書類の提出)

第 26 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の提出部数は正副 2 部とし、所轄建設事務所長を経由するものとする。

(補則)

第 27 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(別表第1)(第6関係)

	区分	対象工事	加算できる額
基本 基準	①	第5各号に掲げる室のいずれか(この表において「基本額対象室」という。)において、外気等に接する壁、床、天井又は屋根の断熱性能を向上させる工事	対象見付面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額
	②	基本額対象室において、外気等に接する建具の断熱性能を向上させる工事	対象箇所数に1箇所当たり15,000円を乗じて得た額
選択 基準	①	ア 基本額対象室以外において、外気等に接する壁、床、天井又は屋根の断熱性能を向上させる工事	対象見付面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額
		イ 基本額対象室以外において、外気等に接する建具の断熱性能を向上させる工事	対象箇所数に1箇所当たり15,000円を乗じて得た額
	②	ア 床の段差を解消する工事	対象箇所数に1箇所当たり2,000円を乗じて得た額
		イ 出入口の幅を拡張する工事	対象箇所数に1箇所当たり10,000円を乗じて得た額
		ウ 和式便器を洋式便器に取り替える工事	対象箇所数に1箇所当たり50,000円を乗じて得た額
		エ 便所又は浴室を拡大し十分な面積を確保する工事	対象箇所数に1箇所当たり50,000円を乗じて得た額
	③	ア 県産木材(仕上げ用板材又は合板)を使用する工事	県産木材使用量に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額
		イ 県産木材(仕上げ用板材又は合板以外の材)を使用する工事	県産木材使用量に1立方メートル当たり5,000円を乗じて得た額
	④	リフォーム瑕疵保険に加入する工事	10,000円
	⑤	補助事業者及び子どもが居住する住宅である工事	100,000円
	⑥	補助事業者が移住者である工事	100,000円
	⑦	自然エネルギー設備(知事が別に定めるものに限る。)を導入する工事	100,000円
⑧	定置型蓄電設備(知事が別に定めるものに限る。)を設置する工事	100,000円	

(備考) 対象工事欄に掲げるものに該当する場合に限り、それぞれ額欄に掲げる額を加算することができる。

(別表第2) (第7関係)

交付の申請の関係書類	
基本 基準	付近見取図及び工事内容が確認できる図面、仕様書、計算書等
	工事見積書の写し
	工事箇所ごとの工事着手前の写真
	リフォーム工事実施に係る同意書(様式第2号)(助成対象住宅が、補助事業者が自ら所有する住宅でない場合に限る。)
選択 基準	④ リフォーム瑕疵保険の加入に係る見積書の写し
	⑦
	⑧ 自然エネルギー設備等導入に係る確認書(様式第3号)

(備考) 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。

(別表第3) (第11関係)

実績報告の関係書類	
基本 基準	工事請負契約書又は工事注文請書の写し
	領収書、金融機関振込依頼書その他の代金支払いを証する書類の写し
	工事箇所ごとの工事完了後の写真
	工事箇所のうち工事完了後に隠蔽されている部分の工事内容が確認できる 工事中の写真又は出荷証明書若しくは納品書の写し
選択 基準	③ 信州木材認証製品出荷証明書又は県産木材であることを確認するもの として知事が別に定めるものの写し
	④ リフォーム瑕疵保険の証券の写し
	⑤ ⑥ 住民票の写しの原本(発行後3ヶ月以内のものとし、補助事業者(⑤を 適用する場合にあっては子どもを含む。)が助成対象住宅に居住してい ることが確認できるものに限る。)

(備考) 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。

(別表第4) (第14、第15関係)

	基準	加算できる額
基本 基準	1 一戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるもので店舗等 の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の 1未満のものを含む。)であること。 2 木造住宅であること。 3 住宅の用途に供する部分の床面積の合計が75平方メ ートル以上280平方メートル以下であること。 4 県内に主たる事務所を置く者が工事を請け負ったもの であること。 5 一般向けの住宅見学会を実施したものであること。 6 住宅の用途に供する部分が省エネ基準に適合している こと。	



	<p>7 建築用材として県産木材を延べ面積 1 平方メートルあたり 0.12 立方メートル以上使用していること。</p> <p>8 国土交通省が推進する住宅省エネ化推進体制強化事業における住宅省エネルギー設計技術者講習会を修了した者が設計者及び工事監理者であること、又は、住宅省エネルギー施工技術者講習会を修了した者が断熱工事を施工すること。</p>	/										
選択基準	<p>① 建築用材として県産木材を延べ面積 1 平方メートルあたり 0.16 立方メートル以上使用していること。</p> <p>② CASBEE 戸建評価員による CASBEE-戸建（新築）の環境効率の評価が S ランクであること。</p> <p>③ ふるさと信州・環の住まい認定要綱（平成 22 年 2 月 26 日付け 21 住第 451 号通知。以下「環の住まい認定要綱」という。）第 2 の規定により、ふるさと信州・環の住まいの認定を受けていること。</p> <p>④ 工事請負者の被雇用者である 40 歳未満かつ大工職経験年数 10 年未満の若手大工及びその指導者が担当大工として木工事一般を施工したものであること。</p> <p>⑤ 補助事業者及び子どもが居住する住宅であること。</p> <p>⑥ 補助事業者が移住者であること。</p> <p>⑦ 自然エネルギー設備（知事が別に定めるものに限る。）を導入したものであること。</p>		<p>該当する項目の数に応じた以下の額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>該当する項目の数</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>6 以上</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	該当する項目の数	加算額	3	20万円	4	30万円	5	40万円	6 以上
該当する項目の数	加算額											
3	20万円											
4	30万円											
5	40万円											
6 以上	50万円											

(別表第 5) (第 16 関係)

交付の申請の関係書類	
基本基準	建築工事請負契約書の写し
	<p>設計図書</p> <p>(付近見取図、配置図、仕様書、仕上表、各階平面図及び二面以上の立面図のほか、省エネ基準に適合していることを示す断面図、詳細図、機器表等を基本とする。)</p>
	<p>省エネ基準に適合していることを示す計算書</p> <p>(省エネ基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)又は同号ロ(1)を適用する場合に限る。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）の規定に基づく設計住宅性能評価書（断熱等性能等級が等級 4 であるものに限る。）の写しを添付する場合は省エネ基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イの基準に係るもの、設計住宅性能評価書（一次エネルギー消費量等級が等級 4 又は等級 5 であるものに限る。）の写しを添付する場合は同号ロの基準に係るもの、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）の規定</p>

	に基づく低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写しを添付する場合は同号イ及びロの基準に係るものの添付を省略することができる。）	
	設計者及び工事監理者の住宅省エネルギー設計技術者講習修了証の写し、又は、断熱工事を施工する者の住宅省エネルギー施工技術者講習修了証の写し	
選択基準	②	CASBEE－戸建（新築）評価結果書
		CASBEE 戸建評価員登録証又は同登録証明書の写し
	③	環の住まい認定要綱に基づく建築計画適合確認通知書の写し
	④	環境配慮型住宅助成金担当大工に係る確認書（様式第 10 号）
		担当大工の健康保険被保険者証その他の雇用関係を証する書類の写し（若手大工及びその指導者のものとする。）
⑦	自然エネルギー設備等導入に係る確認書（様式第 3 号）	

（備考） 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。

（別表第 6）（第 21 関係）

実績報告の関係書類		
基本基準	環境配慮型住宅助成金住宅見学会実施結果報告書（様式第 13 号）	
	住民票の写しの原本（発行後 3 ヶ月以内のものとし、補助事業者が助成対象住宅に居住していることが確認できるものに限る。）	
	信州木材認証製品出荷証明書又は県産木材であることを確認するものとして知事が別に定めるものの写し	
	工事監理報告書の写し	
	完成した住宅の写真（外観及び内観とする。）	
選択基準	③	環の住まい認定要綱に基づく環の住まい認定書の写し
	⑤	住民票の写しの原本（発行後 3 ヶ月以内のものとし、補助事業者及び子どもが助成対象住宅に居住していることが確認できるものに限る。）

（備考） 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。

(様式第1号) (第7関係)

環境配慮型住宅助成金交付申請書 (リフォームタイプ)  
(第一面)

年 月 日

建設事務所長 様

郵便番号  
住 所  
電話番号  
フリガナ  
氏 名

印

環境配慮型住宅助成金 (リフォームタイプ) の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
なお、当申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 リフォーム工事計画概要

対象住宅の所在地		
地域の区分*		<input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5
居住・所有		<input type="checkbox"/> 自ら居住する住宅 <input type="checkbox"/> 自ら所有する住宅
施工者	商号・名称	
	所在地	
	電話番号・FAX	
工事期間	工事着手予定日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日
自然エネルギー設備の導入	<input type="checkbox"/> 検討済 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり      導入する自然エネルギー設備	

※ 地域の区分: 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項」(平成28年国土交通省告示第265号)別表第10

【注意事項】

1. この申請書は、リフォーム工事の着手(契約)前に提出してください。
2. □のある欄は、該当するものにチェック(又は塗りつぶし)をしてください。
3. 書類審査の結果により助成金の交付の決定を行い、交付決定通知書を交付します。
4. 助成対象のリフォーム工事は、交付の決定の後に着手(契約)できます。

【添付書類チェックリスト】

<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 工事内容が確認できる図面、仕様書、計算書等 <input type="checkbox"/> 工事費見積書の写し <input type="checkbox"/> 工事箇所ごとの工事着手前の写真 <input type="checkbox"/> 【選択基準④を適用する場合】リフォーム瑕疵保険の加入に係る見積書の写し
--

- 【選択基準⑦、⑧を適用する場合】自然エネルギー設備等導入に係る確約書（様式第3号）
- 【申請者が自ら所有する住宅でない場合】リフォーム工事実施に係る同意書（様式第2号）
- 【申請者が被災者である場合で、施工者が県外事業者である場合】罹災証明書

(第二面)

交付申請書

## 2 リフォーム工事計画概要（基本額）

基本額対象室		<input type="checkbox"/> 浴室及び脱衣所	<input type="checkbox"/> 寝室
対象工事、部位		リフォーム実施数量	金額
外気等に接する壁、床、天井又は屋根の断熱性能を向上させる工事〔合計10㎡以上〕	壁	㎡	円 ㉔ 〔㉔×2,000〕
	床	㎡	
	天井・屋根	㎡	
	計	㎡ ㉔	
外気等に接する建具の断熱性能を向上させる工事 〔基本額対象室のすべての建具の断熱性能を確保するもの〕		箇所 ㉕	円 ㉕ 〔㉕×15,000〕

## 3 リフォーム工事計画概要（加算額）

適用項目	対象工事、部位等		リフォーム実施数量	金額		
①	ア <input type="checkbox"/>	基本額対象室以外において、外気に接する壁、床、天井又は屋根の断熱性能を向上させる工事	壁	㎡	円 ㉖ 〔㉖×2,000〕	
			床	㎡		
			天井・屋根	㎡		
			計	㎡ ㉖		
イ <input type="checkbox"/>	基本額対象室以外において、外気等に接する建具の断熱性能を向上させる工事	箇所 ㉗	円 ㉗ 〔㉗×15,000〕			
②	ア <input type="checkbox"/>	床の段差を解消する工事	箇所 ㉘	円 ㉘ 〔㉘×2,000〕		
			イ <input type="checkbox"/>	出入口の幅を拡張する工事	箇所 ㉙	円 ㉙ 〔㉙×10,000〕
			ウ <input type="checkbox"/>	和式便器を洋式便器に取り替える工事	箇所 ㉚	円 ㉚ 〔㉚×50,000〕
			エ <input type="checkbox"/>	便所又は浴室を拡大し十分な面積を確保する工事	箇所 ㉛	円 ㉛ 〔㉛×50,000〕
③	ア <input type="checkbox"/>	県産木材（仕上げ用板材又は合板）を使用する工事	㎡ ㉜	円 ㉜ 〔㉜×2,000〕		
			イ <input type="checkbox"/>	県産木材（仕上げ用板材又は合板以外の材）を使用する工事	㎡ ㉜	円 ㉜ 〔㉜×5,000〕
④	<input type="checkbox"/>	リフォーム瑕疵保険に加入		円 ㉝ 〔10,000円〕		
⑤	<input type="checkbox"/>	子育て世帯	同居する子どもの氏名・生年月日	円 ㉞ 〔100,000円〕		
⑥	<input type="checkbox"/>	県外からの移住者	県内への転入（予定）日 年 月 日	円 ㉟ 〔100,000円〕		
⑦	<input type="checkbox"/>	自然エネルギー設備導入	導入する自然エネルギー設備	円 ㊱ 〔100,000円〕		
⑧	<input type="checkbox"/>	定置式蓄電池の設置		円 ㊲ 〔100,000円〕		

#### 4 交付申請額

㉑～㉓の合計額	円 ㉑	㉑の1,000円未満を切り捨てた額	,000円 ㉑
リフォーム工事費	円 ㉑	[リフォーム工事費500,000円以上が助成対象]	
㉑の1/5の額	円 ㉑	㉑の1,000円未満を切り捨てた額	,000円 ㉑
上限額			500,000円 ㉓
交付申請額		[㉑、㉒、㉓の最小額]	,000円

(様式第2号) (第7、別表第2関係)

リフォーム工事実施に係る同意書

年 月 日

建設事務所長 様

郵便番号

住 所

電話番号

フリガナ

氏 名

印

私が所有する住宅（所在地： ）について、 が  
申請する環境配慮型住宅助成金交付申請書に記載のとおりリフォーム工事を実施することに同  
意します。

(様式第3号) (第7、第16、別表第2、別表第5関係)

## 自然エネルギー設備等導入に係る確認書

年 月 日

建設事務所長 様

郵便番号  
住 所  
電話番号  
フリガナ  
氏 名

私が環境配慮型住宅助成金の交付を受けようとしている住宅について、導入を予定している

① 自然エネルギー設備については、

- 固定価格買取制度の事業計画認定を受けるもの
- 国、県、市町村が実施する他の補助金を受けるもの
- 環の住まい認定要綱第2の規定による認定にあたって、選択事項として選択したもの

② 定置式蓄電設備については、国、県、市町村が実施する他の補助金を受けるもの

のいずれにも該当しないことを確認しました。

また、虚偽の申請を行った場合は【別表第1の選択基準⑦、⑧・別表第4の選択基準⑦】の

↑ どちらかに○を記入

適用による助成金の額の加算はできないことについて、承諾します。

### 〔注意事項〕

1. この確認書は、別表第1の選択基準⑦、⑧又は別表第4の選択基準⑦を適用する場合に提出してください。
2. 導入する自然エネルギー設備が固定価格買取制度の事業計画認定を受けるもの、国、県、市町村が実施する他の補助金を受けるもの、並びに、新築タイプにおいて選択基準③による加算を受けるものにあつては、環の住まい認定要綱第2の規定による認定にあたって、選択事項として選択したものは、加算を受けることはできません。

3. 導入する定置式蓄電設備が国、県、市町村が実施する他の補助金を受けるものは、加算を受けることはできません。



(様式第4号) (第9関係)

環境配慮型住宅助成金変更承認申請書 (リフォームタイプ)  
(第一面)

年 月 日

建設事務所長 様

郵便番号  
住 所  
電話番号  
フリガナ  
氏 名

印

年 月 日付け長野県 建設事務所指令 第 号で  
交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので申請します。  
なお、当申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 リフォーム工事計画概要

対象住宅の所在地		
地域の区分*		<input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5
居住・所有		<input type="checkbox"/> 自ら居住する住宅 <input type="checkbox"/> 自ら所有する住宅
施工者	商号・名称	
	所在地	
	電話番号・FAX	
工事期間	工事着手日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日
自然エネルギー設備の導入	<input type="checkbox"/> 検討済 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり    導入する自然エネルギー設備	

※ 地域の区分:「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項」(平成28年国土交通省告示第265号)別表第10

〔注意事項〕

- この申請書は、工事内容に変更が生じ助成金の額が変更となる時に提出してください。
- のある欄は、該当するものにチェック(又は塗りつぶし)をしてください。
- 変更がある箇所は、上段に( )書きで変更前の内容を、下段に変更後の内容を記入(二段書き)してください。変更がない箇所は、交付申請時の内容を記入してください。

【添付書類チェックリスト】(変更に係る書類のみで可)

<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 工事内容が確認できる図面、仕様書、計算書等 <input type="checkbox"/> 工事費見積書の写し <input type="checkbox"/> 工事箇所ごとの工事着手前の写真 <input type="checkbox"/> 【選択基準④を適用する場合】リフォーム瑕疵保険の加入に係る見積書の写し
--

- 【選択基準⑦、⑧を適用する場合】自然エネルギー設備等導入に係る確約書（様式第3号）
- 【申請者が自ら所有する住宅でない場合】リフォーム工事実施に係る同意書（様式第2号）
- 【申請者が被災者である場合で、施工者が県外事業者である場合】罹災証明書

(第二面)

変更承認申請書

## 2 リフォーム工事計画概要（基本額）

基本額対象室		<input type="checkbox"/> 浴室及び脱衣所	<input type="checkbox"/> 寝室
対象工事、部位		リフォーム実施数量	金額
外気等に接する壁、床、天井又は屋根の断熱性能を向上させる工事〔合計10㎡以上〕	壁	㎡	円 ㉔ 〔㉔×2,000〕
	床	㎡	
	天井・屋根	㎡	
	計	㎡ ㉔	
外気等に接する建具の断熱性能を向上させる工事 〔基本額対象室のすべての建具の断熱性能を確保するもの〕		箇所 ㉕	円 ㉕ 〔㉕×15,000〕

## 3 リフォーム工事計画概要（加算額）

適用項目	対象工事、部位等		リフォーム実施数量	金額	
①	ア <input type="checkbox"/>	基本額対象室以外において、外気に接する壁、床、天井又は屋根の断熱性能を向上させる工事	壁	㎡	円 ㉖ 〔㉖×2,000〕
			床	㎡	
			天井・屋根	㎡	
			計	㎡ ㉖	
イ <input type="checkbox"/>	基本額対象室以外において、外気等に接する建具の断熱性能を向上させる工事	箇所 ㉗	円 ㉗ 〔㉗×15,000〕		
②	ア <input type="checkbox"/>	床の段差を解消する工事	箇所 ㉘	円 ㉘ 〔㉘×2,000〕	
		イ <input type="checkbox"/>	出入口の幅を拡張する工事	箇所 ㉙	円 ㉙ 〔㉙×10,000〕
		ウ <input type="checkbox"/>	和式便器を洋式便器に取り替える工事	箇所 ㉚	円 ㉚ 〔㉚×50,000〕
		エ <input type="checkbox"/>	便所又は浴室を拡大し十分な面積を確保する工事	箇所 ㉛	円 ㉛ 〔㉛×50,000〕
③	ア <input type="checkbox"/>	県産木材（仕上げ用板材又は合板）を使用する工事	㎡ ㉜	円 ㉜ 〔㉜×2,000〕	
		イ <input type="checkbox"/>	県産木材（仕上げ用板材又は合板以外の材）を使用する工事	㎡ ㉝	円 ㉝ 〔㉝×5,000〕
④	<input type="checkbox"/>	リフォーム瑕疵保険に加入		円 ㉞ 〔10,000円〕	
⑤	<input type="checkbox"/>	子育て世帯	同居する子どもの氏名・生年月日	円 ㉟ 〔100,000円〕	
⑥	<input type="checkbox"/>	県外からの移住	県内への転入（予定）日	年 月 日 円 ㊱ 〔100,000円〕	
⑦	<input type="checkbox"/>	自然エネルギー設備導入	導入する自然エネルギー設備	円 ㊲ 〔100,000円〕	
⑧	<input type="checkbox"/>	定置式蓄電池の設置		円 ㊳ 〔100,000円〕	

5 変更交付申請額

④～⑥の合計額	円 ④	④の1,000円未満を切り捨てた額	,000円 ⑥
リフォーム工事費	円 ④	[リフォーム工事費500,000円以上が助成対象]	
④の1/5の額	円 ⑥	⑥の1,000円未満を切り捨てた額	,000円 ⑧
上限額			500,000円 ⑤
交付申請額		[⑥、⑧、⑤の最小額]	,000円

(様式第5号) (第10、第20関係)

環境配慮型住宅助成金取下申出書

年 月 日

建設事務所長 様

郵便番号  
住 所  
電話番号  
フリガナ  
氏 名

⑦

年 月 日付け長野県 建設事務所指令 第 号で  
交付決定のあった事業について、下記の理由から交付の申請を取下げます。

記

取下げの理由

(様式第6号) (第11関係)

## 環境配慮型住宅助成金実績報告書 (リフォームタイプ)

年 月 日

建設事務所長 様

郵便番号

住 所

電話番号

フリガナ

氏 名

印

年 月 日付け長野県 建設事務所指令 第 号で  
交付決定のあった事業が、下記のとおり完了しました。

なお、当報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

### 1 リフォーム工事計画 (実施結果) 概要

対象住宅の所在地		
居住・所有		<input type="checkbox"/> 自ら居住する住宅 <input type="checkbox"/> 自ら所有する住宅
施工者	商号・名称	
	所在地	
	電話番号・FAX	
工事期間	工事着手日	年 月 日
	工事完了日	年 月 日
自然エネルギー設備の導入		<input type="checkbox"/> 検討済 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 導入した自然エネルギー設備 _____

### 2 助成金の精算額

円

〔注意事項〕

- この申請書は、工事が完了した後、速やか（期限：その年度の3月31日まで）に提出してください。
- のある欄は、該当するものにチェック（又は塗りつぶし）をしてください。
- 書類審査及び現地調査の結果により助成金の額の確定を行い、額の確定通知書を交付します。

【添付書類チェックリスト】（軽微な変更があるときは、下記書類の他、変更に係る書類の添付を求めることがあります。）

<input type="checkbox"/> 工事請負契約書又は工事注文請書の写し
<input type="checkbox"/> 領収書、金融機関振込依頼書その他の代金支払を証する書類の写し
<input type="checkbox"/> 工事箇所ごとの工事完了後の写真
<input type="checkbox"/> 工事箇所のうち工事完了後の隠蔽部分の工事内容が確認できる工事中の写真又は出荷証明書若しくは納品書の写し
<input type="checkbox"/> 【選択基準③を適用する場合】信州木材認証製品出荷証明書又は県産木材であることを確認するものとして知事が別に定めるものの写し
<input type="checkbox"/> 【選択基準④を適用する場合】リフォーム瑕疵保険の証券の写し

- 【選択基準⑤を適用する場合】住民票の写しの原本（発行後3か月以内のものとし、補助事業者及び子どもが助成対象住宅に居住していることが確認できるもの）
- 【選択基準⑥を適用する場合】住民票の写しの原本（発行後3か月以内のものとし、補助事業者が助成対象住宅に居住していることが確認できるもの）

（様式第7号）（第11、第21関係）

### 環境配慮型住宅助成金年度終了実績報告書

年 月 日

建設事務所長 様

郵便番号  
住 所  
電話番号  
フリガナ  
氏 名

⑩

年 月 日付け長野県 建設事務所指令 第 号で  
交付決定のあった事業について、平成 年度の実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 事業の進捗 申請どおり

(様式第8号) (第13、第24関係)

環境配慮型住宅助成金交付請求書

年 月 日

建設事務所長 様

郵便番号  
住 所  
電話番号  
フリガナ  
氏 名

印

年 月 日付け長野県 建設事務所達 第 号で  
確定のあった環境配慮型住宅助成金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 請求金額 円
- 2 振込先

金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人（カナ）	

(様式第9号) (第16関係)

環境配慮型住宅助成金交付申請書 (新築タイプ)  
(第一面)

年 月 日

建設事務所長 様

郵便番号

住 所

電話番号

フリガナ

氏 名

印

環境配慮型住宅助成金 (新築タイプ) の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
なお、当申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 交付申請額 [適合する基準の適合欄に○を、交付申請額欄に金額を記入]

	基準の概要	適合	交付申請額
基本基準	1 自己居住用の一戸建ての住宅 (又は店舗等が 1/2 未満の併用住宅)		300,000円
	2 木造住宅		
	3 住宅部分の床面積の合計が 75 m <sup>2</sup> 以上 280 m <sup>2</sup> 以下		
	4 県内に主たる事務所を置く者が施工		
	5 一般向けの住宅見学会を実施		
	6 住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準 (外皮性能基準及び一次エネルギー消費量基準) に適合		
	7 県産木材を延べ面積 1 m <sup>2</sup> あたり 0.12 m <sup>3</sup> 以上使用		
	8 設計者及び工事監理者が住宅省エネルギー設計技術者講習を修了又は、住宅省エネルギー施工技術者講習の修了者が断熱工事を施工		
選択基準	① 県産木材を延べ面積 1 m <sup>2</sup> あたり 0.16 m <sup>3</sup> 以上使用		項目 円
	② CASBEE一戸建 (新築) でS評価		
	③ ふるさと信州・環の住まいの認定住宅		
	④ 工事請負者の被雇用者である若手大工とその指導者が施工		
	⑤ 補助事業者及び子どもが居住		
	⑥ 補助事業者が県外からの移住者		
	⑦ 自然エネルギー設備を導入 (導入する自然エネルギー設備_____)		
交付申請額 (合計)			円

選択基準のうち該当する項目の数に応じて加算可  
3項目: 20万円、4項目: 30万円、5項目: 40万円、6項目以上: 50万円

2 住宅建築計画の内容

第二面及び添付書類のとおり

[注意事項]

1. この申請書は、工事請負契約の締結後、中間時現場審査実施希望日の14日前までに提出してください。(着工後でも可)
2. 書類審査及び中間時現場審査の結果により交付の決定を行い、交付決定通知書を交付します。
3. 第二面の下線を付した項目は、普及啓発を目的として長野県公式ホームページに掲載する等、公表することがあります。
4. ふるさと信州・環の住まいの認定を希望する場合は、工事着手前に認定の申請をする必要があります。

(第二面)

交付申請書

下線を付した項目は、普及啓発を目的として長野県公式ホームページに掲載する等、公表することがあります。

<u>建築場所</u>		[長野県公式ホームページへの掲載等による公表は市町村名まで]			
敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>		
<u>延べ面積</u>	m <sup>2</sup>	<u>階数</u>	地上 階 / 地下 階		
工事着手日	年 月 日				
中間時現場審査実施希望日 〔実施日は要調整〕	年 月 日 [いずれか一方でも可] 〔屋根工事、断熱工事及び気密工事が概ね完了し、かつ、造作工事、内外装工事等により断熱工事及び気密工事に係る部分が覆われる前に実施する現場審査〕				
<u>住宅見学会実施予定日</u>	構造見学会	年 月 日			
	完成見学会	年 月 日			
工事完了予定日	年 月 日				
居住開始予定日 (住民票の住所変更予定日)	年 月 日				
工事請負額	円 (消費税込)				
<u>省エネルギー性能</u>	地域区分	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 [該当する区分に○を記入]			
	外皮性能	性能基準 ・ 仕様基準 [適用する基準に○を記入し、性能基準の場合は下欄に記入]			
		外皮平均熱貫流率 (U <sub>A</sub> )	W/(m <sup>2</sup> ・K)		
		冷房期の平均日射熱取得率 (η <sub>A</sub> )	[地域区分5の場合のみ記入]		
	一次エネルギー消費量	性能基準 ・ 仕様基準 [適用する基準に○を記入し、性能基準の場合は下欄に記入]			
		設計一次エネルギー消費量 (E <sub>T</sub> )	G J /年		
基準一次エネルギー消費量 (E <sub>ST</sub> )		G J /年			
<u>県産木材使用</u>	主な樹種	県産木材使用量		木材総使用量	
		認証材	認証材以外		
	構造材	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>		
	構造材以外	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>		
計	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>		
<u>工事請負者</u>	名称				
	所在地				
設計者	氏名		<u>建築士事務所名称</u>		
工事監理者	氏名		<u>建築士事務所名称</u>		
<u>断熱工事施工者</u>	氏名				
<u>住宅見学会担当者連絡先</u> (所属・氏名・電話番号・FAX)					

【添付書類チェックリスト】



基本基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・□建築工事請負契約書の写し</li> <li>・□設計図書（図面、仕様書、仕上表、機器表等）</li> <li>・□外皮性能の計算書（性能基準を適用する場合） （又は□長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、□設計住宅性能評価書の写し（断熱等性能等級4）、□低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し のいずれか）</li> <li>・□一次エネルギー消費量の計算書（性能基準を適用する場合） （又は□設計住宅性能評価書の写し（一次エネルギー消費量等級4又は5）、□低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し のいずれか）</li> <li>・住宅省エネルギー設計技術者講習修了証の写し（□設計者 及び □工事監理者） 又は住宅省エネルギー施工技術者講習修了証の写し（□断熱工事施工者）</li> </ul>
選択基準	② ・□CASBEE-戸建（新築）評価結果書 ・□CASBEE 戸建評価員登録証（登録証明書）の写し
	③ ・□ふるさと信州・環の住まいの建築計画適合確認通知書の写し
	④ ・□担当大工に係る確認書（様式第10号） ・□担当大工の健康保険被保険者証等の写し
	⑦ ・□自然エネルギー設備等導入に係る確認書（様式第3号）

（様式第10号）（第16、別表第5関係）

### 環境配慮型住宅助成金担当大工に係る確認書

年 月 日

建設事務所長 様

<p>私が環境配慮型住宅助成金の交付を受けようとしている住宅について、下記の大工（若手大工及びその指導者）が木工事一般の施工を行うことを確認しました。</p> <p>担当大工を変更しようとするときは、速やかに承認申請書を提出します。</p> <p>また、虚偽の申請を行った場合は選択基準④の適用による助成金の額の加算はできないことについて、承諾します。</p> <p>[補助事業者 記名押印]</p> <p style="text-align: right;">④</p>	<p>当社は大工の育成に取り組んでおり、当社の被雇用者である下記の大工（若手大工及びその指導者）に左記の住宅の木工事一般を担当させます。</p> <p>担当大工を変更しようとするときは、速やかに建築主へ報告します。</p> <p>また、当該住宅の工事期間中に、他の環境配慮型住宅助成金の対象住宅の担当大工を兼ねさせないことを誓約します。</p> <p>[工事請負者（名称及び代表者氏名）記名押印]</p> <p style="text-align: right;">④</p>
--	--

予定工事期間（契約工期）	年 月 日 ～	年 月 日
--------------	---------	-------

担当大工 [若手大工は40歳未満かつ大工職経験年数10年未満の者であることが助成金の加算要件]		
	若手大工	指導者
氏名	④ 以下の記載は事実に相違ありません。	④ 以下の記載は事実に相違ありません。
生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）	年 月 日（ 歳）
大工職歴	記載例：H23.5～H23.9 ○○邸新築工事 [欄が不足する場合は、適宜追加してください。]	

	大工職経験年数      年      ヶ月	大工職経験年数      年      ヶ月
育成方針等		

〔注意事項〕

1. この確認書は、選択基準④を適用する場合に提出してください。
2. 同一の者が、同時期に複数の環境配慮型住宅助成金の対象住宅の担当大工を兼ねることはできません。

(様式第 11 号) (第 19 関係)

環境配慮型住宅助成金変更承認申請書 (新築タイプ)  
(第一面)

年 月 日

建設事務所長 様

郵便番号  
住 所  
電話番号  
フリガナ  
氏 名

印

年 月 日付け長野県 建設事務所指令 第 号で  
交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので申請します。  
なお、当申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 交付申請額 [適合する基準の適合欄に○を、交付申請額欄に金額を記入]

	基準の概要	適合	交付申請額
基本基準	1 自己居住用の一戸建ての住宅 (又は店舗等が 1/2 未満の併用住宅)		300,000円
	2 木造住宅		
	3 住宅部分の床面積の合計が 75 m <sup>2</sup> 以上 280 m <sup>2</sup> 以下		
	4 県内に主たる事務所を置く者が施工		
	5 一般向けの住宅見学会を実施		
	6 住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準 (外皮性能基準及び一次エネルギー消費量基準) に適合		
	7 県産木材を延べ面積 1 m <sup>2</sup> あたり 0.12 m <sup>3</sup> 以上使用		
	8 設計者及び工事監理者が住宅省エネルギー設計技術者講習を修了又は、住宅省エネルギー施工技術者講習の修了者が断熱工事を施工		
選択基準	① 県産木材を延べ面積 1 m <sup>2</sup> あたり 0.16 m <sup>3</sup> 以上使用		項目 円
	② CASBEE 一戸建 (新築) で S 評価		
	③ ふるさと信州・環の住まいの認定住宅		
	④ 工事請負者の被雇用者である若手大工とその指導者が施工		
	⑤ 補助事業者及び子どもが居住		
	⑥ 補助事業者が県外からの移住者		
	⑦ 自然エネルギー設備を導入 (導入する自然エネルギー設備 _____)		
交付申請額 (合計)			円

選択基準のうち該当する項目の数に応じて加算可  
3項目: 20万円、4項目: 30万円、5項目: 40万円、6項目以上: 50万円

2 住宅建築計画の内容

第二面及び添付書類のとおり

〔注意事項〕

- この申請書は、助成金の額が変更となる設計変更をしようとするときに提出してください。
- 第二面の下線を付した項目は、普及啓発を目的として長野県公式ホームページに掲載する等、公表することがあります。
- 変更がある箇所は、上段に（ ）書きで変更前の内容を、下段に変更後の内容を記入（二段書き）してください。変更がない箇所は、交付申請時の内容を記入してください。

(第二面)

交付申請書

下線を付した項目は、普及啓発を目的として長野県公式ホームページに掲載する等、公表することがあります。

<u>建築場所</u>		[長野県公式ホームページへの掲載等による公表は市町村名まで]			
敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>		
延べ面積	m <sup>2</sup>	階数	地上	階 / 地下 階	
工事着手日	年 月 日				
中間時現場審査実施希望日 〔実施日は要調整〕	年 月 日 [いずれか一方でも可] 〔屋根工事、断熱工事及び気密工事が概ね完了し、かつ、造作工事、内外装工事等により断熱工事及び気密工事に係る部分が覆われる前に実施する現場審査〕				
<u>住宅見学会実施予定日</u>	構造見学会	年 月 日			
	完成見学会	年 月 日			
工事完了予定日	年 月 日				
居住開始予定日 (住民票の住所変更予定日)	年 月 日				
工事請負額	円 (消費税込)				
<u>省エネルギー性能</u>	地域区分	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 [該当する区分に○を記入]			
	外皮性能	性能基準 ・ 仕様基準 [適用する基準に○を記入し、性能基準の場合は下欄に記入]			
		外皮平均熱貫流率 (U <sub>A</sub> )	W/(m <sup>2</sup> ・K)		
		冷房期の平均日射熱取得率 (η <sub>A</sub> )	[地域区分5の場合のみ記入]		
	一次エネルギー消費量	性能基準 ・ 仕様基準 [適用する基準に○を記入し、性能基準の場合は下欄に記入]			
		設計一次エネルギー消費量 (E <sub>T</sub> )	G J /年		
基準一次エネルギー消費量 (E <sub>ST</sub> )		G J /年			
<u>県産木材使用</u>	主な樹種	県産木材使用量		木材総使用量	
		認証材	認証材以外		
	構造材	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>		
	構造材以外	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>		
計	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>		
<u>工事請負者</u>	名称				
	所在地				
設計者	氏名		<u>建築士事務所名称</u>		
工事監理者	氏名		<u>建築士事務所名称</u>		
断熱工事施工者	氏名				
<u>住宅見学会担当者連絡先</u> (所属・氏名・電話番号・FAX)					

【添付書類チェックリスト】

基本基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・□建築工事請負契約書の写し</li> <li>・□設計図書（図面、仕様書、仕上表、機器表等）</li> <li>・□外皮性能の計算書（性能基準を適用する場合） （又は□長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、□設計住宅性能評価書の写し（断熱等性能等級4）、□低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し のいずれか）</li> <li>・□一次エネルギー消費量の計算書（性能基準を適用する場合） （又は□設計住宅性能評価書の写し（一次エネルギー消費量等級4又は5）、□低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し のいずれか）</li> <li>・住宅省エネルギー設計技術者講習修了証の写し（□設計者 及び □工事監理者） 又は住宅省エネルギー施工技術者講習修了証の写し（□断熱工事施工者）</li> </ul>		
選択基準	②	・□CASBEE－戸建（新築）評価結果書	・□CASBEE 戸建評価員登録証（登録証明書）の写し
	③	・□ふるさと信州・環の住まいの建築計画適合確認通知書の写し	
	④	・□担当大工に係る確認書（様式第10号）	・□担当大工の健康保険被保険者証等の写し
	⑦	・□自然エネルギー設備等導入に係る確認書（様式第3号）	

（様式第12号）（第21関係）

### 環境配慮型住宅助成金実績報告書（新築タイプ）

（第一面）

年 月 日

建設事務所長 様

郵便番号  
住 所  
電話番号  
フリガナ  
氏 名

印

年 月 日付け長野県 建設事務所指令 第 号で  
交付決定のあった事業が、下記のとおり完了しました。

なお、当報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

#### 1 交付決定のあった助成金の額 [適合する基準の適合欄に○を、交付決定額欄に金額を記入]

	基準の概要	適合	交付決定額
基本基準	1 自己居住用の一戸建ての住宅（又は店舗等が1/2未満の併用住宅）		300,000円
	2 木造住宅		
	3 住宅部分の床面積の合計が75㎡以上280㎡以下		
	4 県内に主たる事務所を置く者が施工		
	5 一般向けの住宅見学会を実施		
	6 住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準（外皮性能基準及び一次エネルギー消費量基準）に適合		
	7 県産木材を延べ面積1㎡あたり0.12㎡以上使用		
	8 設計者及び工事監理者が住宅省エネルギー設計技術者講習を修了又は、住宅省エネルギー施工技術者講習の修了者が断熱工事を施工		
選択基準	① 県産木材を延べ面積1㎡あたり0.16㎡以上使用		項目
	② CASBEE－戸建（新築）でS評価		

③ ふるさと信州・環の住まいの認定住宅		円
④ 工事請負者の被雇用者である若手大工とその指導者が施工		
⑤ 補助事業者及び子どもが居住		
⑥ 補助事業者が県外からの移住者		
⑦ 自然エネルギー設備を導入(導入した自然エネルギー設備_____)		
交付決定額(合計)		円

選択基準のうち該当する項目の数に応じて加算可  
 3項目: 20万円、4項目: 30万円、5項目: 40万円、6項目以上: 50万円

## 2 住宅建築計画(実施結果)の内容 第二面及び添付書類のとおり

- [注意事項] [いずれか一方でも可]
- この申請書は、工事が完了し、居住を開始(住民票の住所を変更)した後、その年度の3月31日までに提出してください。
  - 書類審査及び完了時現場審査の結果により助成金の額の確定を行い、額の確定通知書を交付します。
  - 第二面の下線を付した項目は、普及啓発を目的として長野県公式ホームページに掲載する等、公表することがあります。
  - 変更がある箇所は、上段に( )書きで変更前の内容を、下段に変更後の内容を記入(二段書き)してください。変更がない箇所は、交付申請時(変更承認を受けている場合は変更承認申請時)の内容を記入してください。

(第二面)

実績報告書

下線を付した項目は、普及啓発を目的として長野県公式ホームページに掲載する等、公表することがあります。

<u>建築場所</u>		[長野県公式ホームページへの掲載等による公表は市町村名まで]		
<u>敷地面積</u>	m <sup>2</sup>	<u>建築面積</u>	m <sup>2</sup>	
<u>延べ面積</u>	m <sup>2</sup>	<u>階数</u>	地上	階 / 地下 階
<u>工事着手日</u>		年 月 日		
<u>中間時現場審査実施日</u>		年 月 日 [屋根工事、断熱工事及び気密工事が概ね完了し、かつ、造作工事、内外装工事等により断熱工事及び気密工事に係る部分が覆われる前に実施する現場審査]		
<u>住宅見学会実施日</u>		構造見学会	年 月 日	
		完成見学会	年 月 日	
<u>工事完了日</u>		年 月 日		
<u>居住開始日</u> (住民票の住定日・転居日)		年 月 日		
<u>工事請負額</u>		円(消費税込)		
<u>省エネルギー性能</u>	<u>地域区分</u>	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 [該当する区分に○を記入]		
	<u>外皮性能</u>	性能基準 ・ 仕様基準 [適用する基準に○を記入し、性能基準の場合は下欄に記入]		
		外皮平均熱貫流率 (U <sub>A</sub> )	W/(m <sup>2</sup> ・K)	
		冷房期の平均日射熱取得率 (η <sub>A</sub> )	[地域区分5の場合のみ記入]	
	<u>一次エネルギー消費量</u>	性能基準 ・ 仕様基準 [適用する基準に○を記入し、性能基準の場合は下欄に記入]		
設計一次エネルギー消費量 (E <sub>T</sub> )		G J / 年		
基準一次エネルギー消費量 (E <sub>S,T</sub> )		G J / 年		
<u>県産木材使用</u>	<u>主な樹種</u>	<u>県産木材使用量</u>		<u>木材総使用量</u>
		認証材	認証材以外	
	<u>構造材</u>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	<u>構造材以外</u>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
<u>計</u>		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
<u>工事請負者</u>	<u>名称</u>			
	<u>所在地</u>			

設計者	氏名		建築士事務所名称	
工事監理者	氏名		建築士事務所名称	
断熱工事施工者	氏名			
住宅見学会担当者連絡先 (所属・氏名・電話番号・FAX)				

【添付書類チェックリスト】（軽微な変更があるときは、下記書類の他、変更に係る書類の添付を求めることがあります。）

基本基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<input type="checkbox"/>住宅見学会実施結果報告書（様式第13号）</li> <li>・<input type="checkbox"/>住民票の写しの原本（発行後3ヶ月以内のものとし、補助事業者が助成対象住宅に居住していることが確認できるもの）</li> <li>・<input type="checkbox"/>信州木材認証製品出荷証明書又は県産木材であることを確認するものとして知事が別に定めるものの写し</li> <li>・<input type="checkbox"/>工事監理報告書の写し</li> <li>・<input type="checkbox"/>完成した住宅の写真（外観及び内観）</li> </ul>											
	<table border="1"> <tr> <td>②</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>・<input type="checkbox"/>ふるさと信州・環の住まいの環の住まい認定書の写し</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>・<input type="checkbox"/>住民票の写しの原本（発行後3ヶ月以内のものとし、補助事業者及び子どもが助成対象住宅に居住していることが確認できるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>—</td> </tr> </table>	②	—	③	・ <input type="checkbox"/> ふるさと信州・環の住まいの環の住まい認定書の写し	④	—	⑤	・ <input type="checkbox"/> 住民票の写しの原本（発行後3ヶ月以内のものとし、補助事業者及び子どもが助成対象住宅に居住していることが確認できるものに限る。）	⑥	—	⑦
②	—											
③	・ <input type="checkbox"/> ふるさと信州・環の住まいの環の住まい認定書の写し											
④	—											
⑤	・ <input type="checkbox"/> 住民票の写しの原本（発行後3ヶ月以内のものとし、補助事業者及び子どもが助成対象住宅に居住していることが確認できるものに限る。）											
⑥	—											
⑦	—											

(様式第 13 号) (第 21、別表第 6 関係)

環境配慮型住宅助成金住宅見学会実施結果報告書

建設事務所長 様

フリガナ  
氏 名

環境配慮型住宅助成金の交付に係る住宅見学会の実施結果は、下記のとおりです。

記

- 1 実施年月日                      年    月    日    ( 構造見学会 ・ 完成見学会 )
- 2 来場者数                                      名
- 3 実施状況写真

外観

内観



(様式第 14 号) (第 22 関係)

環境配慮型住宅助成金完了時現場審査事前実施依頼書

年 月 日

建設事務所長 様

郵便番号  
住 所  
電話番号  
フリガナ  
氏 名

㊞

年 月 日付け長野県 建設事務所指令 第 号で交付決定のあった事業について、実績報告書の提出に先立って完了時現場審査を受けたいので下記のとおり実施を依頼します。

記

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 完了時現場審査実施希望日 年 月 日 [実施日は要調整]